



議案第百九号

三朝町敬老年金支給条例の一部改正について

次のとおり三朝町敬老年金支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十六年拾月拾七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町敬老年金支給条例の一部を改正する条例

三朝町敬老年金支給条例（昭和四十七年三朝町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六十六条第二項（）」の下に「これらの規定を」を加え、「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項」に改め、「老齢特別給付金を含む。」の下に「以下同じ。」を「停止されているもの（）」の下に「同法第七十九条の二第五項において準用する同法第六十六条第二項の規定により福祉年金の一部が停止されている者を除く。」を加える。

附 則

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。